

○小西洋之君 民進党 新緑風会の小西洋之でございます。七月の参議院選挙以降初めての質疑でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

冒頭、質問通告させていただいていないんですけれども、いわゆる土人発言について稲田大臣の御見解を一言伺わさせていただきたいと思います。

報道等あり、また官房長官も会見で認めているようでいらっしゃいますけれども、十八日に大阪府警の機動隊員が土人という発言をしたということと、差別的表現であり、断じて許されないものだと考えますけれども、こうした事態について、稻

田大臣、どのようにお考えでしようか。○国務大臣（稻田朋美君）防衛省として、報道にある警察官の発言についてお答えする立場ではあります。せんけれども、でも、官房長官がおっしゃつたように、不適切な発言であり、大変残念な発言である、私も全く同じ思いでございます。

その上で、防衛省としては、沖縄の負担軽減のため一日も早い北部訓練所の過半の返還に向けて、引き続き環境の保全及び施工の安全に最大限配慮しつつ、移設工事を着実に進めてまいりたいと考えております。

○小西洋之君 まさにそのへりパッドの移設工事の関係で起きていたる事件でございますので、防衛省が政府として答える立場にないという答弁は極めて不適切だと思います。こうした発言以外にも、この沖縄の現場では、果たして法治国家として許されるのであるうかという様々な言動があるというようなことがネット上の動画などで確認されるところでございますので、政府にありますことは、当たり前のことはございませんけれども、法を守ると、そうしたことをきちんと踏まえていただきたいと思います。

今、こうした沖縄で大きな問題が起きてているそとの根本でござりますけれども、今日の質問でございます先日の所信で、稻田大臣、また岸田大臣の方から安保法制、特に稻田大臣の中での安保法制の施行についてのお話がございました。

我が国の最高法規である憲法、憲法が、法論理ではない解釈、法論理ではない解釈でございますけれども、不正の手口によつて最高法規の規範が変えられて、そして国家権力最大の発動である武力行使、集団的自衛権の行使が解禁をされている。まさに世界史に残るような暴挙が行われているということを、私はこの外交防衛委員会、昨年から追及させていただきました。新しく大臣になられました稻田大臣に、その問題について質問をさせていただきます。

委員の皆様のお手元に二部の資料をお配りさせ

ていただいております。カラーの資料、また二年前の七月一日の閣議決定、そして関係の議事録のものでございます。この白い方の資料ですね、カラーレでない資料はカラーの資料の一次資料というような位置付けで御覧をいただければというふうでございます。

では初めに、簡単に、七月一日の閣議決定、集団的自衛権の解釈変更の安倍政権の合憲の主張について確認をさせていただきたいと思います。こちらのカラーの資料を御覧いただきたいと思うんですけれども、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる、したがつて、従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理の枠内で論理的な帰結を導く必要があるということをおっしゃっております。

政府の憲法解釈には、九条からの論理的整合性、また歴代政府の積み上げられた、議院内閣制の下での、この国会の内閣監督の下での歴代政府の、各政府の憲法解釈、九条解釈との論理的整合性、またそれらを総合したところの法的安定性が求められる、これを逸脱してはならない。なので、解釈変更するに際しても、この枠内で行わなければいけない。じゃ、枠内は何かというと、基本的な論理と、いうものをおっしゃつておられるわけですが、これが、昭和四十七年政府見解の中に示されているというふうに言つておられるわけでございます。

それを、じゃ、今から確認させていただきます。一枚このカラーをおめくりいただけます。一枚このカラーをおめくりいただけます。これは、昨年の六月十一日に、私が横畠長官にこの外防委員会で確認をした答弁でございます。また、その次は八月三日の答弁でございます。ちょっとと続けて確認をさせていただきたいんですねけれども、それぞれの答弁ですね、先ほど配付しました議事録資料の一ページから二ページにわたりたって掲記をさせていただいているところでございます。

私の質問に対し、昭和四十七年見解を作ったときには、ときに限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が、この昭和四十七年政府見解のときに、これを認めています。青い文字の部分ですね。この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るために武力攻撃をして初めて容認されるもの、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるということを禁じているとは解されない。そして、一方、この自衛権の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために武力攻撃をして初めて容認されるもの、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるということを禁じています。

この四十七年の政府見解の論理の組立てからすると、御指摘の外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふ急迫不正の事態は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されないとということをございます。

○小西洋之君 聞かれた、お尋ねしたことだけに簡潔にお答えください。

先ほど私が読み上げた二つの私の質問ですね、平成二十七年六月十一日、また平成二十七年八月三日の私の横畠長官に対する質問かつその答弁、その答弁の法理は、政府として稻田大臣は引き継いでいるということをよろしいですね。イエスかノーカ。自衛隊員の命が懸かる質問をしていま

された資料、集団的自衛権と憲法の関係に明確に示されている。今申し上げました昭和四十七年十月十四日の政府から提出された、参議院の決算委員会に提出された資料が私の今手元にあります。わざとお手元の七月一日の閣議決定のこの紙を一枚めくつていただきますと、これのフルページが出てまいりますので御覧をいただきたいと思ひます。

皆様のお手元の七月一日の閣議決定のこの紙を一枚めくつていただきますと、これのフルページが出てまいりますので御覧をいただきたいと思ひます。昭和四十七年政府見解でございます。

皆様のお手元の七月一日の閣議決定のこの紙を一枚めくつていただきますと、これのフルページが出てまいりますので御覧をいただきたいと思ひます。

つまり、安倍内閣が七月一日の閣議決定で明記し断言していることは、限定的な集団的自衛権なるものを許容する憲法九条の基本的な論理がこの昭和四十七年政府見解の中に示されている、つまり存在しているというふうに言つておられるわけでございます。

それを、じゃ、今から確認させていただきます。一枚このカラーをおめくりいただけます。一枚このカラーをおめくりいただけます。これは、昨年の六月十一日に、私が横畠長官にこの外防委員会で確認をした答弁でございます。また、その次は八月三日の答弁でございます。ちょっとと続けて確認をさせていただきたいんですねけれども、それぞれの答弁ですね、先ほど配付しました議事録資料の一ページから二ページにわたりたって掲記をさせていただいているところでございます。

私の質問に対し、昭和四十七年見解を作ったときには、ときに限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が、この昭和四十七年政府見解のときに、これを認めています。青い文字の部分ですね。この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるといふ急迫不正の事態は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されないとことござります。

○小西洋之君 聞かれた、お尋ねしたことだけに簡潔にお答えください。

先ほど私が読み上げた二つの私の質問ですね、平成二十七年六月十一日、また平成二十七年八月三日の私の横畠長官に対する質問かつその答弁、その答弁の法理は、政府として稻田大臣は引き継いでいるということをよろしいですね。イエスかノーカ。自衛隊員の命が懸かる質問をしていま

○國務大臣(稻田朋美君) そういうことござい

ます。

○小西洋之君 ありがとうございました。

今、稻田大臣が先に私の次の質問をおっしゃつてくださつたんですけれども、答えてくださつたんですけど、昭和四十七年政府見解の中に、これを作つた当時から、集団的自衛権の、限定的な集団的自衛権の法理が、なぜ含まれる、なぜそういう読替えをできるのかということについて、安倍内閣は驚くべき説明をしているわけでございま

す。

この資料の、私の先ほどのこのパワーポイント

の絵の資料の右の方を御覧いただけますか。

それと同時に、皆様のお手元の昭和四十七年政府見解の資料一枚おめくりいただきまして、下にマジックでページ番号を付与しておりますけれども、四ページ御覧いただけますでしょうか。四ページですね。この四ページ、マジックを引いたところに「外国の武力攻撃」という言葉がござります。昭和四十七年政府見解の中に、「あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し」という言葉があります。この言葉は、先ほど私がお示しした七・一閣議決定の中にそのまま入れられております。

安倍内閣は、今まさに稻田大臣がおっしゃいましたけれども、外国の武力攻撃、誰に対するつて書いていないじゃないかといふうに言い始めたんですね。確かに書いていないんです。確かに書いていない。ただ、まともな日本語の読み方を論理的にできる方であれば、これは、我が国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆さるためにやむを得ない手段として必要最小限度、すなわち限定されないだから、同盟国など他国、我が国の同盟国など他国に対する外国の武力攻撃もここに読めるが、安倍内閣の皆様は、誰に対するつて書いてい

と言つてゐるわけでございます。

じゃ、読めたらどういう文章になるかといいま

すと、同盟国に対する外国の武力攻撃によつて国民の生命などが根底から覆される急迫不正の事態。同盟国アメリカ、外国イランと当てはめてみ

ますと、同盟国アメリカに対する外国イランの武力攻撃によつて日本国民の生命などが根底から覆される急迫不正の事態、安倍総理が言つてゐるホルムズ海峡の事例ができる上がる。つまり、集団的自衛権の法理が、この昭和四十七年政府見解の中を作つた当時から存在することになると言つてゐるわけでございます。

じゃ、稻田大臣にもう一度確認をさせていただ

きます。この絵の右下の質問の答弁ですね、横畠

長官の答弁。昨年の、平成二十七年三月二十四日

の私の質問で、確かに誰に対すると書いていない「外

国の武力攻撃」ということもここに概念的に含まれる。

マジックで二ページでございます、二ページの右

下でござります、二ページの右下の横畠長官の答

弁でござりますね。私の質問、同盟国に対する外

国の武力攻撃ということもここに、昭和四十七年

政府見解の先ほどお示しした外国の武力攻撃とい

う文言、ここに概念的に含まれるという理解でよ

ろしいですかという質問をしていてます。それに対

して横畠長官は、昭和四十七年政府見解そのもの

の組立てから、そのような解釈、理解ができると

いうふうに答弁しております。

政府の解釈として、また、稻田大臣の解釈とし

て、考え方として、この横畠長官の考え方を認め

て引き継いでいるということによろしいですか。

○國務大臣(稻田朋美君) これは、昭和四十七年

の政府見解の、外国の武力攻撃によつて国民の生

命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

というような急迫不正の事態に対処し、国民のこ

れらの権利を守るためのやむを得ない措置として

初めて容認されるものであるから、その措置は、

右の事態を排除するためとられるべき必要最小限

度の範囲にとどまるべきものである、この論理

を今、横畠法制局長官も述べられたものだと解釈

をいたしております。

○小西洋之君 もうイエスかノーかで簡単にお答

えいただけますでしょうか。

今私がお示しした平成二十七年三月二十四日の答弁ですから、この政府の答弁、横畠長官が述べてゐる法理を稻田大臣も政府の一員として、また安倍政権も政府として引き継いでいるということでよろしいですか。イエスかノーかでお答え。

○國務大臣(稻田朋美君) 先ほど述べたとおりでございます。

○小西洋之君 ありがとうございます。お認めい

ただきました。

つまり、安倍内閣は、この昭和四十七年政府見解中の、確かに誰に対すると書いていない「外

国の武力攻撃」という文言を、我が国に対すると

しか読めないはずのものを、同盟国に対する外

国の武力攻撃とも読み替えることができる勝手に

弁でござりますね。私の質問、同盟国に対する外

国の武力攻撃ということもここに、昭和四十七年

政府見解の先ほどお示しした外国の武力攻撃とい

う文言、ここに概念的に含まれるという理解でよ

ろしいですかという質問をしていてます。それに対

して横畠長官は、昭和四十七年政府見解そのもの

の組立てから、そのような解釈、理解ができると

いうふうに答弁しております。

政府の解釈として、また、稻田大臣の解釈とし

て、考え方として、この横畠長官の考え方を認め

て引き継いでいるということによろしいですか。

○國務大臣(稻田朋美君) これは、昭和四十七年

の政府見解の、外国の武力攻撃によつて国民の生

命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

というような急迫不正の事態に対処し、国民のこ

れらの権利を守るためのやむを得ない措置として

初めて容認されるものであるから、その措置は、

右の事態を排除するためとされるべき必要最小限

度の範囲にとどまるべきものである、この論理

を今、横畠法制局長官も述べられたものだと解釈

疑がござります。この昭和四十七年見解の表紙に書いてありますけれども、参議院決算委員会、当

時の参議院の決算委員会の昭和四十七年九月の十四日、社会党の水口宏三さんという先輩議員の方

からの質問に対して、吉國長官がそこで集団的自衛権は絶対にできません、憲法九条を変えない限

りできませんという法理を繰り返し繰り返し述べて、その結果作られたのが実はこの昭和四十七年

政府見解でございます。作るきっかけになつた国会答弁が九月の十四日であることは、横畠長官始

め安倍内閣は何度も安保国会を通じて答弁をして

いるところでございます。

では、稻田大臣に、このカラーの資料をちょっと御覧いただければ、三ページのカラーの資料の

一番左上の、まず吉國長官の答弁ですね。我が国

に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置

をとり得るのだということからいたしまして、集

団的自衛のための行動は取れない、これは私ど

も政治論として申し上げているのではなくて、憲

法九条の法律的な憲法的な解釈として考えてお

るというふうに述べております。

安倍政権の、外国の武力攻撃を同盟国に対する

外国の武力攻撃と読み替える、その恣意的な読替

えをこっぱみじんに打ち碎く完璧なる答弁でござ

ります。我が国に対する侵略、外国の武力攻撃が

発生して初めて、初めて、それ以前にはできない

けど、それ以外にもできない、初めて自衛のため

の措置をとり得る、つまり限定された個別的自衛

権のみをとり得るのだということからいたしまし

て、集団的自衛のための行動は取れないと言つて

います。しかもこれは、いや、日米同盟がどう

だ、そういう政策論、政治論ではなくて、最高法

規である憲法九条の法律論、憲法解釈として考へ

ているというふうに言っております。

稻田大臣に伺います。

昭和四十七年政府見解を作つた吉國長官が作るきっかけになつた国会答弁で、同盟国に対する外

国の武力攻撃の段階では自衛の措置はとれないと

言い、ゆえに集団的自衛のための行動は取れない、集団的自衛権は発動できないと明言しています。これは憲法九条の法律的な解釈論だと言っています。この答弁がありながら、なぜ安倍内閣はこの昭和四十七年政府見解の外国の武力攻撃を同盟国に対する外国の武力攻撃と読み替えて、この中に限定的な集団的自衛権が、吉國長官たちが作った当時の頭の中につけて書き込んだと、そういう主張ができるんでしょうか。

論理的に、自衛隊員の命が懸かっています、あなたたの安倍内閣あるいはこれから将来の内閣の集団的自衛権の出動命令で自衛隊員は戦死に直面する戦いを強いられます。命が懸かっています。論理的にお答えください。

○国務大臣(稻田朋美君) 何度も恐縮ですけれども、四十七年の基本的論理は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認をされる、そしてその措置は、右の事態を排除するためのとらるべき必要最小限度の範囲にどまるべきだ、これが基本的論理でございます。それを、今御指摘の吉國長官は、当時の安全保障環境の事実認識に当てはめられたということです。

昭和四十七年当時の安全保障環境は、北朝鮮は弾道ミサイルや核兵器を保有していなかつた、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段もなかつた、当時の米軍の兵力数は現在に比べ強大であった、当時は米ソ冷戦構造時代であつた、これが吉國長官が答弁をされたときの時代背景であります。その時代背景、その当時の安全保障環境に照らして昭和四十七年見解に言う基本的な論理に当てはめれば、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるというものが当時の事実認識であつたわけであります。

しかしながら、しかしながら、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、その昭和四十七年の政

想像も付かないほど変化をしており、今や脅威は容易に国境を越えて、もはやどの国も一国のみであります。この答弁がありながら、なぜ安倍内閣はこの昭和四十七年政府見解がまとめられ、今委員がおっしゃった長官の答弁がなされた當時と比べれば、例えば米軍の規模は兵員数、艦艇の隻数、航空機の機数のいずれも半分になつております。北朝鮮は、当時保有していなかつた弾道ミサイルを大量に保有し、数百発が我が国の大半を射程に收めて、ミサイルに載せるための核開発も行つております。同時に、我が国は当時存在しなかつた弾道ミサイル防衛システムを保有するに至り、その運用には従来にない日米の極めて緊密な協力が不可欠となつております。中国は、東シナ海において、尖閣諸島周辺の領海において公船による侵入を繰り返し、また境界未画定海域における一方的な資源開発を行つているところであります。

そういう安全環境の変化を踏まえて、昭和四十七年見解の基本的論理に当てはまる場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきた従前の事実認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が发生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものでございます。

○委員長(宇都隆史君) 稲田防衛大臣に申し上げます。答弁は簡潔にお願いをいたします。

○小西洋之君 稲田大臣に、今日質問通告で自衛隊の服務の宣誓という紙を配らせていただいております、こちらの七月一日の閣議決定の紙の二ページですけれども七ページ、あと八ページ、九ページでございます。

七ページは、今年の九月の十九日、昨年安保法制が強行採決されて一年がたつた日でございます。答弁は簡潔をお願いをいたします。

○委員長(宇都隆史君) 稲田防衛大臣に申し上げます。答弁は簡潔にお願いをいたします。

○小西洋之君 稲田大臣に、今日質問通告で自衛隊の服務の宣誓という紙を配らせていただいております。答弁は簡潔にお願いをいたします。

これは、安倍政権の解釈変更の合憲性の法理、主張と真っ向から反する、それを否定する朝日新聞の社説であり東京新聞の社説であり共同通信の社説。昨日、防衛省にはお届けして、質問通告もさせていただいておりますのでお目通しされております。朝日新聞の社説でございます。朝日新聞の社説。昨日、防衛省にはお届けして、質問通告もさせていただいておりますのでお目通しされております。朝日新聞の社説でございます。朝日新聞の社説、「まだ違憲」のままだ」と。これは、ちょっとと時間があれですので私が読み上げますけれども、自衛隊の服務の宣誓ですね、入隊する自衛隊員が全員行う宣誓です。「私は、我が国和平と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し」、日本国憲法及び法令を

遵守し、次、割愛させていただきます、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」という、まさに命の宣誓をしているところでござります。

私が質問しているのは、全自衛隊員が事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、こんな宣誓をしているのは、警察官も消防隊員も誰もしていません。私もかつて公務員でしたけど、自衛隊員だけです。命懸けで戦うという自衛隊員が誓っている、日本国憲法及び法令を遵守し、安倍内閣の解釈変更によって安倍内閣が作り出した日本国憲法を遵守し、そして昨年強行採決した安保法制を遵守し、その下で命を懸けて戦うというふうに誓っているんです。誓わせている相手はあなた、あなたと言つて恐縮ですけれど、稻田大臣です。誠実な答弁をしてください。法論理に基づかない不正によつて捏造した解釈、それによつて法律を強行採決した、そうではないかといふふうに捉えていただきたいと思います。

じゃ、今、稻田大臣が長々答弁したものは後で簡単に論破させていただきますので、今のこの資料の七ページを御覧いただけますか。七ページ、あと八ページ、九ページでございます。

七ページは、今年の九月の十九日、昨年安保法制が強行採決されて一年がたつた日でございます。答弁は簡潔をお願いをいたします。

年政府見解であるということでございます。

次、おめくりいただけます。翌日の九月の二

十日東京新聞ですね。「違憲性は拭い去れない」というタイトルでございます。やはり違憲だと断じているんですが、その根拠は昭和四十七年政府見解のこの読替えでございます。「それはあまりにも乱暴で、粗雑な議論である。當時、この見解作成に関わった人は、集団的自衛権を想定したものではないことを証言している。」といふうなことを言つております。「安倍内閣の手法は、歴史の検証には到底、耐えられない。」と言つております。

次の九ページ、共同通信の七月一日の配信記事、参議院選挙のど真ん中です。タイトル、「崩

される「立憲主義」 危機感持つて投票を」とい

うふうにおつしやつております。この昭和四十七年政府見解、実は、作った三人のうちの角田さんは御健在でございます。角田さんに、作った御本人にこの共同通信の大田さんという、有名な編集委員の方で、それでも、取材をされております。作った角田さんは、攻撃の対象は日本のこと、さつきの外国の武力攻撃の対象は日本のこと、同

盟国のこととは考えていないかったというふうにおつしやつております。よつて、共同通信の記事とし

て、崩される立憲主義、危機感を持つて投票をと

いうことを書かれております。

これは、安倍政権の解釈変更の合憲性の法理、

主張と真っ向から反する、それを否定する朝日新聞の社説であり東京新聞の社説であり共同通信の社説。昨日、防衛省にはお届けして、質問通告もさせていただいておりますのでお目通しされております。朝日新聞の社説でございます。朝日新聞の社説、「まだ違憲」のままだ」と。これは、

日本の報道機関が初めて、憲法学者が違憲だと言つてゐるからではなくて、報道機関自らの見識で安倍内閣の解釈変更は違憲だと断じた記事の一つでございます。その理由、線を引つ張つています。

その上で、平和安全法制は、國權の最高機関で

ある国会において二百時間超の審議の上で成立を

した、現行憲法の下で適切に制定され、憲法に違反するものでないことは、砂川判決に照らしても私は明らかだと思います。また、与党だけでなく野党三党の賛成も得て、野党十党のうち五党的賛成も得て、より幅広い合意を形成することができたというふうに思つております。

一昨年の総選挙において平和安全法制を速やかに整備することを公約として掲げ、信任を得ることができたとき、この夏の参議院選挙でも改めて平和安全法制の意義を全国各地で訴え、再び信任を得ることができたわけであります。私は、この平和安全法制は憲法に合致するものだと考えております。

○小西洋之君 もう答弁拒否で時間稼ぎをされるので。

新聞各社は違憲だと断じていますので、稻田大臣は最後に私は合憲だと考えているというふうにおつしやいましたので、この新聞の記事が間違っているという答弁を国会でいただいたものだと理解を、趣旨の答弁をいただいたものだというふうに理解をさせていただきます。

この昭和四十七年政府見解の読替えが法理でも何もない単なる暴挙であることは、実は今、憲法学者の皆様も論文で発表されるようになつております。この十一ページですね。

今年の岩波書店の「世界」という月刊誌の八月号ですね。野坂泰司先生という憲法学者、これ、司法試験の憲法問題を作る委員会の座長も務められたような著名な憲法学者ですけれども、この線を引つ張つてあるところですね。昭和四十七年政府見解のこの読替えは、もう牽強付会のそりを免れない。

稻田大臣、牽強付会つてどういう意味かは御存じですか。

○国務大臣(稻田朋美君) 自分の都合のいいように論理をねじ曲げることですが、しかし私は、今回の平和安全法制がそういったものだとは考えておりません。

○小西洋之君 牽強付会は、まさに広辞苑でその

とおり書かれておりました。さすがでござります。

では、重ねて先ほどの質問に戻させていただきますけれども、吉國長官が作るきつかけになつた国会答弁で、先ほどお示ししましたカラーの資料

でですね。ほかにも、この昭和四十七年の九月の十四日、もう吉國長官もこれでもか、これでもか、これでもかと、集団的自衛権はもう絶対にできな

いという答弁をされているんですね。

かいつまん申上げますと、左の下ですけれ

ども、憲法九条の戦争放棄の規定によつて他国の防衛をやるということは、どうしても憲法九条を

いかに読んでも読み切れないので、九条をいかに読んでも読み切れないので、（発言する者あり）三ページの左下ですね。

○委員長(宇都隆史君) 横紙のポンチ絵です。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。

よろしいですか。もう時間がありますので、三ページの横紙の、さらに、この右上方の答弁で

すね、右上方の方の答弁を読みますから見ていただけますか。

憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の發動としての自衛行動だけだ。昭和四十七年

見解を作つた人ですよ、作るきつかけになつた国会答弁ですよ。個別的自衛権しか九条の下では自

衛権の發動として許されないというふうに言って

いるんですね。で、さつきの話、政策論として申

し上げているのではなくて、法律論として言つて

いるということをおつしやつております。さら

に、集団自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論を説明しているというふうにおつしやつております。

この政治論、政策論、法律論の違ひなんですか

れども、安倍政権の主張はこういうことなんですね。この昭和四十七年政府見解には作つたときから二つの法理が、法的な論理が含まれていた。一つはこれまでの個別の自衛権を認める法理、そしてもう一つは限定的な集団的自衛権なるものを認めめる法理が作られたと言つていてたんですね。四十

年間誰も気付かなかつたんだけれども、一昨年の七月一日に安倍内閣はそれを発見したというふうに言つてゐるんですね、言つてゐる。

私の質問は、だつて、作るきつかけになつた国会答弁で、作る人たちが全否定しているんだから、かつ、今御健在の方も生き証人として否定しています。（発言する者あり）それは関係ある四日、もう吉國長官もこれでもか、これでもか、これでもかと、集団的自衛権はもう絶対にできな

いという答弁を聞いているわけでございません。

ところが、稻田大臣は、いや、当時は北朝鮮のミサイルとか、こういう危機がなかつたとかいうことを先ほどさんざんおつしやつたんですが、関係ないんですね。憲法九条の下で自衛隊がどのような自衛権の発動ができるか。法治国家ですから、その自衛隊に限定的な集団的自衛権を許す法理がこの中に書かれているという安倍内閣の主張だけれども、書かれているかどうかを聞いています

んですね。これを作った当時に北朝鮮の問題があつたかなつか、そんな話ぢやないんですね。この中に集団的自衛権の基本的な論理がない限り、ない限り、安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする理屈を持つていいわけですから、そのこ

とを私は聞いているわけでございます。

この中に書かれているものではないと述べる

限り、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底からくつがえされるおそれがある

い、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べる

限り、この基本的な論理を含む答弁をされております。安倍内閣の、四十七年見解の基本的な論理と軌道を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌道を一にす

る解釈であるというふうに考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。

今、稻田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載つております。外国の侵略が現実に起こつた場

合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

が根底からくつがえされる、新三要件の言葉です

ね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言つて

いるんですね。国会の議事録検索から一発で分か

ります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとる

ということを憲法は禁じているものではないとい

うのが憲法九条に対する解釈の論理の根底でござ

りますと、ここまで稻田大臣も読み上げました。

○国務大臣(稻田朋美君) 簡潔にとおつしやいまい。

したので簡潔に申し上げますが、昭和四十七年当時と今とは安全保障環境を取り巻く状況が変わっています。（発言する者あり）それは関係ある

ことです。なぜなら、基本的な論理に当てはめる場合において安全保障環境が大きく変わつていると

いうことは、私は重要なと 思います。

さらに、その吉國法制局長官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実に起つた場合に、これは平和的手段では防げな

い、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する権利が根底からくつがえされるおそれがある

い、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べる

限り、この基本的な論理を含む答弁をされておりま

す。安倍内閣の、四十七年見解の基本的な論理と軌道を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌道を一にす

る解釈であるというふうに考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。

今、稻田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載つております。外国の侵略が現実に起こつた場

合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利

が根底からくつがえされる、新三要件の言葉です

ね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言つて

いるんですね。国会の議事録検索から一発で分か

ります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとる

ということを憲法は禁じているものではないとい

うのが憲法九条に対する解釈の論理の根底でござ

りますと、ここまで稻田大臣も読み上げました。

ただ、続きがあるんです、続き。その論理から申しまして、集団的自衛の権利という言葉を用い

るものではなく、他国が侵略、他国が侵略されると

いうことは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり

生命なり自由なりが侵されている状態でないとい

うことで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。他国が侵略、同盟国に対する外国の武力攻撃という局面では、九条の下で日本は自衛の措置をとる段階ではない、とれないと言っているんです。じゃ、いつになつたらとれるかというと、統計、日本への侵略、我が国に対する外国の武力攻撃、その局面が発生して、日本への侵略が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するというふうに言つております。

これ、実は、安倍内閣の読替えを否定する最強答弁の一つなんですけれども、重ねて伺います。

この吉國長官の答弁は、憲法九条の下において我が国に対する外國の武力攻撃の発生、すなわち我が国に対する外國の武力攻撃の着手、そこに至つた局面以外には、九条の下で自衛権の行使、自衛権の發動はできないということを法理として明確に示しておりますけれども、なぜ安倍内閣は、四十七年見解、外國の武力攻撃を同盟国に対すると読み替えると主張しているんでしょうか。論理的に、法理としてお示しください。

○国務大臣(稻田朋美君) 基本的な論理は、今述べられたところと全く変わつております。ただ、当てはめにおいて、当てはめにおいて、当時の安全保障環境と今と大きく変わつているわけであります。

したがいまして、吉國長官が当時答弁された時代には、外國の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というのは、我が国に対する急迫不正の侵害以外はなかつたというのが昭和四十七年の当てはめであつて、今の当てはめはそれだけではない、他国に対する侵害であつたとしても、新要件の下で、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるというところでござりますので、何ら矛盾するものではないと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございました。

稻田大臣から、まさに牽強付会、自分に都合のいいように無理に理屈をこじつけることを終始さ

れて、自衛隊員の尊厳、国民の尊厳、そしてかつての悲惨な戦争の下で作られた憲法前文の平和主義の具体化である憲法九条の法理を安倍内閣はじゅうりんしている。

自民党的先生方、また、恐縮ですが公明党的先生方、これが解釈変更の実態なんです。こんな政治を許していくんでしようか。国会の、国会議員の矜持に懸けてこの安倍政権に退陣をさせる、それが与野党を通じた憲法の義務であることを申し上げて、質問とさせていただきます。

終わらさせていただきます。